

第 18 回 内閣と行政権

今回は、日本国憲法に定める内閣と行政権の規定を概観しながら、議会と政府との関係はどうあるべきかと、国民と政府との関係はどうあるべきかについて、考えていくことにしましょう。

1. 内閣の組織

- ・ 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成される合議体である（66条1項）。内閣総理大臣及び国务大臣は、_____でなければならない（66条2項）。
- ・ 内閣総理大臣は、_____の中から_____が指名し（67条）、_____が任命する（6条1項）。国务大臣は、_____が任命し（68条1項）、_____が認証する（7条5号）。国务大臣については、過半数が_____であることを要し、その全員が_____である必要はない（68条1項但書）。

2. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限

- ・ 内閣の職権は、閣議により行われる（内閣法4条）。閣議は原則として非公開である。
- ・ 内閣の権能には、法律の誠実な執行と国务の総理（73条1号）、外交関係の処理（73条2号）、条約の締結（73条3号）、官吏に関する事務の掌理（73条4号）、予算の作成と国会への提出（73条5号）、政令の制定（73条6号）、恩赦の決定（73条7号）、天皇の国事行為に対する助言と承認（3条、7条）、衆議院の解散（後述）、最高裁判所長官の指名（6条2項）、最高裁判所のその他の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任命（79条1項、80条1項）などがある。
- ・ 内閣総理大臣の権限には、国务大臣の任免権（68条）や国务大臣訴追の同意権（75条）などがある。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し（72条）、法律・政令へ連署する（74条）。

- ・ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う（66条3項）。
- ・ 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない（69条、70条）。

3. 議会と政府との関係

- ・ 議会と政府との関係については、国民が議会と政府とを直接に選出し、政府と議会とが厳格に分立している首長制（大統領制）と、国民が議会を選挙で選出し、その議会によって政府を選出させ、議会と政府とを一応分離したうえで、政府に対して議会による民主的統制を及ぼす議院内閣制とがある。
- ・ 議院内閣制の本質を挙げるとき、(1) 議会と政府とが一応分離していること、(2) 政府が議会に対して連帯責任を負うこと、(3) 政府が議会の解散権をもつこと、という3つが考えられるが、そのうち(1)と(2)を本質であるという見解と、それに加えて特に(3)も本質であるという見解とが対立している。

4. 解散権の所在

- ・ 解散とは、任期満了前に議員の資格を失わせる行為をいう。衆議院の解散は、それに続く総選挙を通じて、民意が国政に正しく反映しているか否かを確認するための制度である。
- ・ 内閣は衆議院を解散することができるが、それを明示した規定が憲法上存在しない。この解散権の所在をめぐるっては、7条説、69条説、65条説などが対立している。

次回からの3回では、裁判所と司法権・違憲審査権について検討します。